

4 会 監 第 115 号

令和 5 年 1 月 4 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 目 黒 章三郎

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 市民部（湊市民センター、大戸市民センター、北市民センター、南市民センター、一箕市民センター及び東市民センター）
- (2) 観光商工部（観光課、商工課及び企業立地課）
- (3) 建設部（都市計画課、まちづくり整備課、開発管理課、道路課及び建築住宅課）
- (4) 会計課
- (5) 議会事務局
- (6) 教育委員会（教育総務課、教育総務課あいづっこ育成推進室、学校教育課、学校教育課学校保健給食室、文化課、スポーツ推進課、生涯学習総合センター、北公民館、南公民館、大戸公民

館、一箕公民館、東公民館、湊公民館、北会津公民館及び河東公民館)

(7) 監査事務局

(8) 農業委員会事務局

3 監査対象期間

令和3年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

(1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業

(2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業

(3) 上記(1)に関する工事

(4) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和4年7月15日から同年10月27日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和4年10月28日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○三宮橋橋梁補修工事における橋長（橋桁部分の長さ）の変更について（道路課）

三宮橋橋梁補修工事については、老朽化が著しい橋桁の交換等の工事を令和3年度に行ったものであるが、工事の実施に当たり、設計図書の橋長が12メートルであったのに対し、現況の橋長は12.26メートルと26センチメートルの差異があることが判明した。これにより橋桁の構造計算のやり直しや工場製作の遅れによる工期の延長、請負工事費の増額など変更が生じたところである。

当該橋梁補修工事は、令和元年度の橋梁補修設計業務委託の受注者（以下「A社」という。）が作成した設計図書に基づき補修工事が発注され、工事受注者（以下「B社」という。）により施工が進められた。その後発注者である所管課は、B社から令和3年9月10日付け「確認書」による報告を受け、橋長について設計図書と現況に違いがあることを知り得たところであったが、既に設計図書は成果品としての検収を終えてから1年6か月以上が経過していた。

当時の検収状況を今回の監査で確認したところ、所管課からは、「成果品の検収は、通常、写真や図面等の書類により机上において行い、現地での確認は行っていない。また、12メートルという橋長については、参考図書としてA社に渡していた橋梁台帳上の長さと同じであり、発注に際しては特記仕様書に照査（設計に係る現況調査や基礎情報の把握）を求めていることから、問題のない設計図書として検収した。」との回答があった。

また、所管課において、今回の橋長の差異についてA社に確認したところ、「社内における連携の不足から、調査・収集したデータが設計図書に反映されていなかった。」との回答があったため、橋長に差異の生じた発端は、A社から成果品として提出された設計図書にあったものと解するものである。

しかしながら、既存橋梁の架替えに係る今回の設計業務において、橋桁の構造諸元は何より重要であり、所管課におい

ても特記仕様書にうたわれている照査内容については、細心の注意をもって設計図書の検収を行う必要があったと考える。今後は、受注者に対する履行の徹底はもとより、発注者として、業務内容に応じた検収の在り方を検証し、精査に努められたい。

また、橋長の変更に伴う橋桁の構造計算のやり直し等が生じ、その経費については、誤った設計図書を作成したA社の負担となったが、既に検収を終え1年6か月以上前に業務を完了した事業者による負担は、公共事業の発注において不明確な対応であり、事業を監督する立場としても不適切な対応であったと言わざるを得ない。

今回の一連の行為は、事業者の瑕疵担保責任期間の問題にも及ぶものである。

今回の橋梁補修設計業務委託では、契約書において瑕疵担保責任を「引渡しを受けてから1年間」とされていたことから、その責任を問うことは難しいところではあったが、令和2年4月の民法の改正において、瑕疵担保責任は契約不適合責任に改められ、期間についても見直しがなされた。本市においても国の標準約款に準拠し、「土木設計業務委託契約約款」や「調査業務委託契約約款」などでは、引渡しを受けてから3年以内とする改正が法の施行に合わせて行われたことから、今後は、こうした契約約款等を遵守し、的確な発注管理に努められたい。